

緊急事態における府議会の機能発揮 に関する検討結果の骨子

－議会改革検討小委員会報告－（令和4年3月）

1 検討の経過

(1) 議長からの議会改革の取組に関する諮問

令和3年7月5日、議長から議会運営委員会に対し、議会改革の課題として、府議会が意思決定機関としての機能を発揮できる仕組みづくりや、機動的かつ能動的な議会運営等について検討するよう諮問が行われた。

(2) 議会改革検討小委員会・同作業部会における検討

議長からの諮問を受け、これらの諮問に関し検討を行うため、議会運営委員会に議会改革検討小委員会を設置し、まずは、2箇年で検討を行うべき項目（論点）について次のとおり整理した。

年度	検討項目（論点）
令和3年度	諮問事項1 緊急事態等において、府議会がその機能を効果的に発揮できる仕組みづくり ア 「大規模災害時における京都府議会活動指針」等の見直し イ 定例会の会期のあり方、臨時会のあり方についての考え方の整理
令和4年度	諮問事項2 機動的かつ能動的な議会運営

◆ 議会改革検討小委員会の概要

- 1) 委員長 池田 正義（自民）
同委員 秋田 公司（自民）、磯野 勝（自民）、森口 亨（自民）、北原 慎治（自民）、田島 祥充（自民）、光永 敦彦（共産）、西山 頌秀（共産）、平井 斉己（府民）、梶原 英樹（府民）、諸岡 美津（公明）、小鍛冶義広（公明）
- 2) 開催状況 計13回（令和3年7月6日～令和4年3月10日）

2 検討結果（詳細は、報告書本体に記載のとおり）

ア 「大規模災害時における京都府議会活動指針」等の見直し

① 「大規模災害時における京都府議会活動指針」の見直し

以下の考え方に基づき、「大規模災害時における京都府議会活動指針」を改訂し「緊急事態における京都府議会活動指針」としてはどうか。

- 活動指針で想定される事態を地震・風水害等の「大規模災害」から、感染症まん延等を含めた「緊急事態」に見直す。
- 緊急事態における府議会の活動内容の協議組織として、正副議長、議会運営委員会理事をメンバーとする府議会緊急事態対策本部を設置する。
- 正副議長に事故があった場合の仮議長の選任の考え方や、事務局長の専行のあり方などを整理する。
- オンラインによる開催や委員の職務代行等の対応、緊急事態対応について一括して所管する特別委員会を設置など、柔軟な委員会運営を可能とする。
- 感染症に係る議員との連絡手順等を明らかにするとともに、連絡手段としてのICTの活用を検討する。
- 議会棟が使用不能な場合の代替施設の確保先の優先順位を定めるとともに、議員が参集できない場合にオンライン会議を可能とするために関係規定、設備等を整備する。

② 関係規定の整備

①の活動指針の見直しに伴い、京都府議会委員会条例等の関係規定について所要の改正を行ってはどうか。

③ 運用マニュアルの整備

①の活動指針の見直し内容について、具体的な手順や方法に反映させるため、運用マニュアルについて所要の改正を行ってはどうか。

④ ICT活用の検討

①の活動指針の見直しを踏まえ、活動指針の実効性をより高めるために有効なICTの活用方法について、令和4年度に検討することとしてはどうか。

イ 定例会の会期のあり方、臨時会のあり方についての考え方の整理

新型コロナウイルス感染症まん延に対する府議会の対応を踏まえ、以下のとおり考え方が整理された。

- 緊急事態においても、二元代表制の一翼として府議会がその権能を発揮することは非常に重要である。
- そして、議会の執行機関に対するガバナンスを制度的に担保する手段として、定例会の会期をおおむね1年間とする、いわゆる「通年議会」は有効であると考えられる。
- 一方で、現下のコロナ禍において、府議会では臨時会を機動的に開催してきたことから、執行機関に対するガバナンスの役割を果たしてきたと評価できる。
- 通年議会には、議会が機能不全となった場合の対応などにデメリットがあり、現時点においては導入する必要はないものと考えられる。
- 通年議会については、議会運営の新たな課題や他府県の状況等に応じ、議会の活動を府民にどう見ていただくのかという視点も加味しながら、引き続き検討することとしてはどうか。